

# 第 1 回

## 檜山北部 3 町合併協議会会議録

日 時 平成 1 6 年 4 月 7 日 (水) 1 4 時 0 0 分

場 所 北檜山町健康センター

## 第1回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成16年4月7日(水) 14:00～16:30 場所:北檜山町健康センター

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 会長あいさつ
4. 副会長あいさつ
5. 来賓あいさつ
6. 委員及び事務局職員紹介
7. 会議録署名委員の指名について
8. 議 事

### (1) 報告事項

- 報告第1号 檜山北部3町合併協議会設置に至る経過について
- 報告第2号 檜山北部3町合併協議会設置に関する協議書について
- 報告第3号 檜山北部3町合併協議会規約について
- 報告第4号 檜山北部3町合併協議会規約に関する協議書について
- 報告第5号 檜山北部3町合併協議会会議運営規程について
- 報告第6号 檜山北部3町合併協議会幹事会設置規程について
- 報告第7号 檜山北部3町合併協議会専門部会設置規程について
- 報告第8号 檜山北部3町合併協議会事務局規程について
- 報告第9号 檜山北部3町合併協議会財務規程について
- 報告第10号 檜山北部3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 報告第11号 檜山北部3町合併協議会の現金預入金融機関について

### (2) 協議事項

- 議案第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会収支予算について
- 議案第2号 檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程について
- 議案第3号 檜山北部3町合併協議会監事の指名について
- 議案第4号 檜山北部3町合併協議会運営申し合わせ事項について
- 議案第5号 檜山北部3町合併協議会合併協定項目について
- 議案第6号 事務事業に関する調整方針について
- 議案第7号 新町建設計画策定方針について

### (3) 今後のスケジュールについて

9. その他

10. 閉 会

○出席委員

大成町

副 会 長	花 田 千 賀 志	委 員	高 畑 實	委 員	大 野 忠 勝
委 員	佐 々 木 陸 郎	〃	成 田 直 彦	〃	濱 口 敬 子
〃	朝 倉 満				

瀬棚町

副 会 長	平 田 泰 雄	委 員	柳 田 眞	委 員	濱 口 勝 利
委 員	笠 原 誠 作	〃	用 名 要 一	〃	工 藤 芳 江

北檜山町

会 長	内 田 東 一	委 員	斎 藤 洋 一 郎	委 員	酒 井 誠 一
委 員	真 柄 克 紀	〃	中 山 修 身	〃	石 川 文 枝
〃	中 島 勝 則				

○第 8 条 第 2 項 委 員

檜山支庁 小 田 千 秋

○欠席委員

委 員 新 保 静 夫 (瀬棚町)

○協議会事務局

事務局 長	道 高 勉	事務局 次 長	駒 谷 正 義	事務局 次 長	成 田 円 裕
書 記	小 板 橋 司				

○北檜山町

企画商工観光課町づくり係長 山 内 保 夫

1. 開 会

(午後2時00分)

(道高事務局長)

それでは、定刻となりました。

ただいまから第1回檜山北部3町合併協議会を開催いたします。

私は、合併協議会事務局長の道高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

(道高事務局長)

それでは、開会に先立ちまして、各町の委員の皆様へ委嘱状の交付をいたしたいと存じます。

委嘱状は協議会規約第6条によりまして、3町の町長が協議決定しております北檜山町長の内田東一氏が委員の皆様のお席にお持ちいたしまして交付いたしますので、お名前を呼ばれましたら、その場でご起立いただきまして、お受け取り願います。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

それではまず、大成町の委員の皆様からご委嘱状を交付いたします。

大成町長、花田千賀志様。

(内田会長)

委嘱状、大成町長、花田千賀志様。檜山北部3町合併協議会委員を委嘱します。平成16年4月1日。  
檜山北部3町合併協議会会長 北檜山町長 内田東一。

(道高事務局長)

続きまして、大成町議会議員、高畑實様。

(内田会長)

委嘱状、大成町議会議員、高畑實様。以下同文でございます。よろしくどうぞ。

(道高事務局長)

続きまして、大成町議会議員、大野忠勝様。

(内田会長)

委嘱状、大成町議会議員、大野忠勝様。以下同文です。よろしくどうぞお願いします。

(道高事務局長)

続きまして、大成町議会議員、佐々木陸郎様。

(内田会長)

委嘱状、大成町議会議員、佐々木陸郎様。檜山北部3町合併協議会委員を委嘱します。

(道高事務局長)

続きまして、成田さんはちょっと欠席でございます。  
大成町町民代表、濱口敬子様。

(内田会長)

委嘱状、大成町、濱口敬子様。以下同文です。よろしくどうぞお願いします。

(道高事務局長)

同じく町民代表、朝倉満様。

(内田会長)

委嘱状、大成町、朝倉満様。以下同文です。よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、瀬棚町の委員の辞令交付をいたします。  
瀬棚町長、平田泰雄様。

(内田会長)

委嘱状、瀬棚町長、平田泰雄様。以下同文につき省略いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、瀬棚町議会議長、柳田眞様。

(内田会長)

委嘱状、瀬棚町議会議長、柳田眞様。以下同文につき省略いたします。よろしくお願いします。

(道高事務局長)

続きまして、瀬棚町議会議員、濱口勝利様。

(内田会長)

委嘱状、瀬棚町議会議員、濱口勝利様。以下同文につき省略いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、瀬棚町議会議員、笠原誠作様。

(内田会長)

委嘱状、瀬棚町議会議員、笠原誠作様。以下同文につき、よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、瀬棚町町民代表、用名要一様。

(内田会長)

委嘱状、瀬棚町、用名要一様。以下同文につき省略いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

瀬棚町町民代表、工藤芳江様。

(内田会長)

委嘱状、瀬棚町、工藤芳江様。以下同文です。よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

もうお一方の町民代表、新保静夫様は、きょうは都合により欠席ということになっております。

続きまして、北檜山町の委員のご委嘱をいたします。

北檜山町議会議長、斎藤洋一郎様。

(内田会長)

委嘱状、北檜山町議会議長、斎藤洋一郎様。以下同文につき省略いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

北檜山町議会議員、酒井誠一様。

(内田会長)

委嘱状、北檜山町議会議員、酒井誠一様。以下同文につき省略させていただきます。

(道高事務局長)

同じく、北檜山町議会議員、真柄克紀様。

(内田会長)

委嘱状、北檜山町議会議員、真柄克紀様。以下同文につき省略いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

北檜山町町民代表、中山修身様。

(内田会長)

委嘱状、北檜山町、中山修身様。以下同文につき省略いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

北檜山町町民代表、石川文枝様。

(内田会長)

委嘱状、北檜山町、石川文枝様。以下同文につき省略いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

北檜山町町民代表、中島勝則様。

(内田会長)

委嘱状、北檜山町、中島勝則様。以下同文につき省略いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、3町の町長が協議して定めた委員として、檜山支庁地域政策部長さんでございます小田千秋様。

(内田会長)

委嘱状、檜山支庁地域政策部長、小田千秋様。以下同文につき省略いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

(道高事務局長)

以上で委嘱状の交付を終わります。

### 3. 会長あいさつ

(道高事務局長)

次に、協議会の会長であります内田東一北檜山町長からごあいさつを申し上げます。

(内田会長)

皆さん、どうも本日は大変ご苦労さまでございます。そしてまた、ありがとうございます。

檜山北部3町法定協の合併協議会の会長の任を負うことになりました北檜山町の内田でございます。記念すべき第1回の合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

ただいま当協議会委員の委嘱状を、22名の委員の皆様方に交付をさせていただきました。皆様方におかれましては大変お忙しいところ、委員の就任を快くお受けをいただきまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。

また、本日は第1回目の協議会でございますが、このように皆様方の出席をいただきまして厚くお礼を申し上げますとともに、檜山支庁からこのたび異動によりまして、新しく着任されました平沼支庁長さんを初め、地域政策部長さんを来賓としてご臨席をいただきましたことは、まことにありがたい感謝にたえないところでございます。心からお礼を申し上げますところでございます。

今さら私から申し上げることなく、地方分権が進む中で基礎的な自治体がいかにあるべきかということで、今全国的に市町村合併が大きな選択肢の一つとして、その取り組みが進められているところであります。このような状況の中で大成町、そして瀬棚町、北檜山町の3町、いわゆる檜山北部3町における合併に関する取り組みにつきましては、皆様もご承知のように、昨年2月25日に今金町を含む第1回の任意協議会を立ち上げ、以来4町が合併についてどうあるべきかということについて、回を重ねながら話し合いを進めてまいったところでございます。

そんな中で、皆様も既にご案内と思えますけれども、今年の1月22日開催の第9回の協議会で、今金町が残念ながらこの4町の枠組みの中から離脱をされまして、その結果、合併特例法の適用を受ける市町村合併について、具体的な話し合いに移る意向のある3町が、4月1日に向けて法定の合併協議会の設置をしていくことで話し合いがまとまったところでございます。この3月には、各町定例会で協議会規約の議会決議をいただきまして、4月1日に3町長が合併協議会設置の協定書に調印をいたしました。正式に檜山北部3町合併協議会が誕生したところでございます。本日ここに、第1回の法定協議会として、本格的に市町村合併問題についての協議がスタートしたわけでございます。私を初めとして、2人の副会長ともども責任の重大さを身をもって感じているところでございます。

また、このたび協議会委員としてご就任をいただきました各界各層を代表される皆様方におかれましては、この協議会が関係町の将来を考えた上で重要な協議の場であることを十分認識され、そしてまた、この協議を契機といたしまして、財政上の問題ばかりでなく、この檜山北部3町の新しいまちづくりの基礎を築くために、それぞれのまちの個性と特色を生かしながら将来にわたって希

望の持てる明るいまちづくりのための合併という視点に立って、皆様とともに英知を絞り、大いに議論をいたして、よりよい合併に結びつくように協力をお願いいたしたいと思っておるところでございます。

この協議会の協議経過につきましては、地域住民の皆様には協議会だよりや、あるいはまたホームページなどで十分に機会を通じながら情報の提供、そしてまた情報の共有を含め、開かれた協議会の運営に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

檜山北部3町が、21世紀にさらなる飛躍と発展し続けるために、皆様のお力を結集し、何事も本音でご協議を賜りますよう、また小異を捨て大同に立つ、そんな気持ちで議論をいただき、各町の町民の皆様には信頼と安心をしていただけるような、そんな法定協議会でありますよう切望する次第でございます。改めて皆様方に法定協議会での議論、そしてまたいろいろのご意見を忌憚なく発言していただいて、本当に後悔のないような法定協議会、合併に向けて皆様方のお力添えをいただきたいというふうに思っております。どうかひとつこれから回を重ねてまいるわけでございますけれども、皆さんの特段のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、措辞ではございますけれどもごあいさつにかえさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

#### 4. 副会長あいさつ

(道高事務局長)

続きまして、協議会の副会長からごあいさつをいただきたいと存じます。

最初に、協議会会長の職務代理者でもございます平田泰雄瀬棚町長からお願いしたいと思います。

(平田副会長)

瀬棚町長の平田でございます。私も最初は、国のいわゆる経済政策の失敗、そしてまた地方財政計画の運営、こうした問題で我々の方に合併という問題を押しつけてきているのではないのか、そんな考え方を持っておりました。しかし、昭和の合併から既にもう50年を経過した中で、今それぞれの変容が出てきているような気がいたしております。自分のまちを考えても、当時から考えると、人口も半分になってしまった。それから少子高齢化、これもいびつな形で実は現存している。それから慢性的な財源不足も続いているというようなことから考えて、いろいろな方向性というものを検討しなければならない。特に広域行政も随分進んでまいりまして、かなめの部分はほとんど広域行政になってしまっている。産業団体においても、農協も漁協も大方大きな枠組みの合併をしてしまっているというふうなことを考えて、今こうした現状の中で、私どものこの基礎的自治体をどうしていくかということは、この合併の議論と別枠でも考えていかなければならない時期だなというふうに思って、この合併の機会に改めてこの問題をいろいろ協議していきたい。そんな意味で北檜山町の委員の皆さん、そして大成町の委員の皆さんともども、これからの新しい枠組みでどんなよりよいまちをつくっていくかということの本音で議論をしていきたい、そんな考えを持っておりますので、どうぞひとつよろしくお願いしたいと思います。

(道高事務局長)

続きまして、花田千賀志大成町長からごあいさつをいただきたいと思います。

(花田副会長)

前者でそれぞれ言い尽くされているわけでございますけれども、私も大成町から目を向けてみますと、これまでの右肩上がりの地域社会だとかまちの仕事においても、うちの住民みずからの行動範囲というのはどんどん広がっておりますし、さらには価値観の多様化という、こういうことがだんだん顕著になってきますと、制度的に疲労感が漂っているのはこれは事実であろうと、こう思います。何としましてもやはり、地域住民に暮らしと健康づくり、産業振興、将来に結びつく人づくりという、このほどよく混じり合った、そういう将来に向けてもなお続くまちづくりをやはり考えていかなければならない、ちょうど過渡期にあるのではなからうかなと、こう思います。これまでも任意の合併協議会の勉強も通じていろいろとやってまいりましたが、ここでこそ、やはり知恵を集める旅立ちの第一歩を踏み出すのだと、そういうことで各委員さんのお知恵を集めながら、将来の判断をここに間違いなくしていくよと、こういうことで皆さんの検討をぜひお願い申し上げて、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

## 5. 来賓あいさつ

(道高事務局長)

続きまして、来賓のごあいさつをちょうだいしたいと思います。

来賓として平沼栄二檜山支庁長さんがお見えでございます。ここでごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

(平沼檜山支庁)

このたびの4月の人事異動によりまして、檜山支庁長に発令されました平沼でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日、第1回の檜山北部3町合併協議会の開催に当たりまして、このようにごあいさつする機会をいただきましたことを、本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただいま合併協議会の会長さんでもあります内田町長さんから、各委員の皆さんに委嘱状が伝達されたわけでございますけれども、皆様におかれましては、それぞれの町におきまして地域の振興、そして発展のために日夜ご尽力をされていることに対しまして心から敬意を表しますとともに、私ども道政の推進にさまざまな形の中で格別のご協力を賜っております。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

平成15年2月に檜山北部4町によります任意協議会が設立されました。これまで町長さんを初めといたしまして各町の議長さん、そして各議会の議員の皆さん、さらには3町の住民の方々の代表の皆さんにおかれまして、大変合併のための積極的な取り組みをされまして法定協議会の道筋をつけられ、今日まさにここに檜山北部3町合併協議会が立ち上げられましたことにつきまして、本当

に心から敬意を表しますとともに、これまでのご努力に対しましても重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

ご承知のとおり、合併特例法の期限もあと1年を切りました。これから一つの町になるためにも、本格的な議論をしていくわけでございますけれども、それぞれこれまで培いました地域の産業とか、あるいは歴史、そして文化、さらには伝統など、地域の個性を生かした新たなまちづくりに取り組むことには、参加の委員の皆さんのこれまでの豊かなご経験とご見識が何よりも大切だというふうには私は考えてございます。ただいま、会長さんや副会長さんからお話がありましたけれども、今後のまちづくりのあり方、そして自治のあり方、地域での住民サービスなどについて十分ご議論をしていただき、地域のパートナーでございます住民の皆様の見解もお聞きしながらご議論をしていただくことが、合併に大変重要な道筋になるものというふうには考えてございます。

またこの間、各町から事務局に派遣された職員の皆さんにおきましても、今までにない、前例のない仕事でございました。いろいろな困難なご苦労があったと思います。どうか地域の皆のためにも、今後とも引き続き頑張っていたいただきたいというふうには考えております。檜山支庁といたしましても、これまでも機会あるごとにさまざまな情報を提供させていただいたということでございますけれども、今後とも積極的にご支援をさせていただきたいというふうには考えてございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいまお話もありましたけれども、合併議論はややもすると町の財政ということで、こういったものに着目して財政議論ということで終始してしまうというような嫌ひがございます。合併は、豊かで活力のあるまちづくりを目指し、そして魅力あるふるさとを次の世代に残すための選択肢の一つだというふうには考えてございまして、そのためにも、この協議会で将来に向かって禍根を残すことのない道を選択していただきますことを、私も心から期待をしているところでございます。

最後になりますけれども、委員の皆様におかれましては、これから大変重要な、そして多忙な日々が続くというふうには考えてございます。くれぐれもご健康には十分留意されまして、檜山北部の発展のためにもより一層のご活躍をされますようご祈念申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(道高事務局長)

どうもありがとうございました。

## 6. 委員及び事務局員紹介

(道高事務局長)

それでは、議案の会議次第がございますが、来賓のあいさつまで終わりました。次、委員及び事務局員の紹介ということになっておりまして、順次私の方でお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場にご起立いただきまして、一言ずつ紹介していただければと思ひます。

それではまず、大成町の方からまいります。

大成町議会議長、高畑實様でございます。

(高畑委員)

高畑です。よろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、大成町議会議員、大野忠勝様でございます。

(大野委員)

大野です。よろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、大成町議会議員、佐々木陸郎様でございます。

(佐々木委員)

佐々木です。よろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、大成町町民代表、濱口敬子様でございます。

(濱口委員)

濱口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、大成町町民代表、朝倉満様でございます。

(朝倉委員)

朝倉です。よろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、瀬棚町の委員の紹介でございます。

瀬棚町議会議長、柳田眞様。

(柳田委員)

柳田でございます。委嘱状をいただきました以上は最善を尽くしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、瀬棚町議会議員、濱口勝利様。

(濱口委員)

よろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、瀬棚町議会議員、笠原誠作様。

(笠原委員)

よろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、瀬棚町町民代表、用名要一様。

(用名委員)

用名です。よろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、瀬棚町町民代表、工藤芳江様。

(工藤委員)

工藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、北檜山町へまいります。

北檜山町議会議長、斎藤洋一郎様。

(斎藤委員)

斎藤です。よろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、北檜山町議会議員、酒井誠一様。

(酒井委員)

酒井です。よろしくお願いいたします。

(道高事務局長)

続きまして、北檜山町議会議員、真柄克紀様。

(真柄委員)

真柄でございます。どうぞよろしく願います。

(道高事務局長)

北檜山町町民代表、中山修身様。

(中山委員)

中山でございます。よろしくどうぞ願います。

(道高事務局長)

北檜山町町民代表、石川文枝様。

(石川委員)

石川です。よろしく願います。

(道高事務局長)

北檜山町町民代表、中島勝則様。

(中島委員)

中島です。どうぞよろしく願います。

(道高事務局長)

ただいま大成町の町民代表でございます委員の成田直彦様がお見えです。一言自己紹介願います。

(成田委員)

大成町長磯の成田です。微力ではございますが、皆様と一緒に頑張っていきたいなと思います。よろしく願います。

(道高事務局長)

どうもありがとうございます。

最後の紹介でございますが、檜山支庁地域政策部長の小田千秋様。

(小田部長)

平沼支庁長とともにこの4月1日で檜山支庁地域政策部長に発令された小田と申します。微力ですが、各委員の皆さんとともに協議会の職務に全力を尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(道高事務局長)

ありがとうございます。

委員の紹介は以上でございます。

それでは、事務局職員の紹介をさせていただきます。

私は、事務局長の道高でございます。北檜山町からの派遣でございます。よろしくお願ひいたします。

それから、瀬棚町から派遣の駒谷正義事務局次長兼計画班長でございます。

(駒谷事務局次長)

駒谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(道高事務局長)

続きまして、大成町からの派遣職員でございます成田円裕事務局次長兼調整班長でございます。

(成田事務局次長)

成田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(道高事務局長)

続きまして、北檜山町からの派遣職員の小板橋司書記でございます。

(小板橋書記)

小板橋です。よろしくお願ひします。

(道高事務局長)

そして、もうお一方、事務局職員にはなっておりませんが、4月1日付で道から北檜山町へ派遣されまして、企画商工観光課町づくり推進係長の立場で合併協議会の事務のお手伝いをしていただくことになっております山内保夫でございます。

(山内町づくり推進係長)

山内です。よろしくお願ひいたします。

(道高事務局長)

以上、事務局職員の紹介を終わらせていただきます。

それでは、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっております。これからの進行につきましては、内田会長にお願いしたいと存じます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

(内田会長)

それでは、規約に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。

会議をスムーズに進めていきたいと存じますので、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

## 7. 会議録署名委員の指名について

(内田会長)

これから会議に入るわけですが、規約第10条第1項の規定によりまして委員の過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は、委員22名中21名の出席をいただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立をしていることをご報告させていただきます。

続いて、会議録署名議員の指名についてであります。会議次第第7番の会議録署名の指名を行いたいと存じます。

指名につきましては、この後の報告事項となっております。報告第5号の合併協議会会議運営規程の第12条第2項で、議長が指名した2名の委員が署名することと規定されておりますので、私から署名委員2名を指名したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしという声がございますので、署名議員を指名させていただきます。

まず、大成町議会議長の高畑實さんと瀬棚町議会議長の柳田眞さんをお願いいたします。

それでは今、支庁長さんが公務のために中座をされますので、よろしくお願いいたします。

## 8. 議 事

(内田会長)

それでは、会議次第の8番に入ります。

議事、報告事項を議題といたします。

最初に、報告第1号 檜山北部3町合併協議会設置に至る経過についてから報告第11号 檜山北部3町合併協議会の現金預入金融機関についてまで、一括報告させていただきます。

事務局から説明をいたします。

(道高事務局長)

それでは、議案の方をお開きいただきたいと思います。議案の方の2ページ目でございます。この厚いのがありますけれども、2ページ目でございます。よろしいでしょうか。

報告第1号 檜山北部3町合併協議会設置に至る経過について。

檜山北部3町合併協議会設置に至る経過について、別紙のとおり報告する。平成16年4月7日報告。協議会会長、内田東一でございます。

3ページ目をお開きください。これまでの檜山北部3町合併協議会設置に至る経過について、整理をしてここに載せております。

まず、平成15年2月7日の日に檜山北部4町長会議、これが開かれまして、任意合併問題協議会を2月をめどに設立することが合意しております。そしてまた、各町議会議長にこの任意協議会の方に参加を呼びかけることを確認し合ったということでございます。

この結果に基づきまして、平成15年2月25日に第1回目の協議会が開かれまして、その中で委員には、今金町を含めて4町長、それから4議会議長、8名の委員構成で設置をされました。会長は大成町長さんが就任されたわけでございます。

そしてそれ以後、第2回目は4月16日に開催されましたが、協議会運営状況等、それから専門部会の開催報告だとか、そういった基本的な流れについて協議をしております。

それから、5月23日には第3回の協議会が開かれまして、任意協議会委員変更に伴う再確認ということで、これは今金町長がかわりましたので、その関係の確認をしたということでございます。

それから、15年8月13日、第4回の協議会が開かれております。檜山北部4町合併問題協議会の経緯報告と専門部会の検討結果報告、それから報告書のダイジェスト版の作成協議、協議会等スケジュール協議といったものが協議をされております。

それから、第5回の協議会が平成15年9月17日に開かれております。この中では基本姿勢の協議、檜山北部4町協議調整項目の調整検討の協議、事務事業一元化委託業務の協議といったものがなされております。

それから、第6回目は15年10月2日でございます。これは協議会スケジュール(案)についてと、それから15年度の補正予算(案)について協議が行われております。

第7回協議会は平成15年11月13日でございます。15年度の補正予算(案)について、それから合併協議項目の協議を行っております。

第8回は平成15年12月26日でございます。事務事業の調整方針(案)について協議、それから将来構想策定アンケート調査の実施についてと合併協議項目の協議、法定協議会設置協議ということで、内容が話し合われております。

それから、第9回目が平成16年1月22日でございます。設置要綱の一部変更ということで、このときに今金町が離脱をされまして、そのために任意の合併協議会の設置要綱の一部変更を行ったと、4町から3町に名称変更になったということでございます。合併協議項目の協議、法定協議会設置の協議がなされております。

平成16年2月20日、第10回目の協議会、平成15年度補正予算(案)について、合併協議項目の協議、法定協議会設置規約等の事前協議がなされております。

それから、最後の第11回目の協議会が3月25日に開かれまして、新町のまちづくりプラン・財政シミュレーションについての内容検討、それから合併協議項目の協議、法定協議会申し合わせ事項等の事前協議ということが最終的に行われまして、これをもって3町の協議会が終わったということでございます。

それから右の方にまいります。幹事会でございます。これは協議会の下部組織ということで、幹事が構成しております。幹事はそれぞれ4町の助役よっての構成でございます。協議会に提案する事項について、事前に協議・調整するための役割を担っているわけでございます。15年2月28日に第1回目の幹事会が開かれまして、幹事長には大成町の助役さんが選出されております。任意協議会設置要綱(案)の協議等が行われております。

以下、1回目から平成16年3月22日まで12回の幹事会が開かれているわけでございます。

それから、その下に専門部会がございますけれども、これは幹事会の下部組織としてさらに専門的に協議・調整をすると、事務事業についての協議をするということで、各四つの部会を設けております。一つは行財政部会、それから次のページ、保健福祉部会、それから産業建設部会、教育部会ということで四つの専門部会を設けまして、各町の担当課長等によりまして協議が行われまして、事務事業の洗い出しをいたしまして、そして昨年9月にそのまとめたものを「調査・検討結果報告ダイジェスト版」として町民の皆さん方に全戸配布したという役割をしたわけございまして、それに事務としてそれぞれ3回から4回、専門部会が開かれてまとめ上げられたということでございます。

それから、市町村合併の講演会が平成15年8月31日に大成町で開かれました。総務省の合併推進課長をお招きしての講演でございまして、参加者が4町から167名が出席されたということでございます。

以上、合併協議会に至る経過についてでございます。

続きまして、報告第2号でございます。檜山北部3町合併協議会設置に関する協議書についてでございます。檜山北部3町合併協議会設置に関する協議書について別紙のとおり報告するということございまして、7ページございまして、これにつきましては、大成、瀬棚、北檜山町3町合併協議会の設置に関する協議について、それぞれ各町議会、3月の議会において3月19日まですべての議会議決をしていただいたということで、4月1日に3町長が集まりまして、設置に関する協議書に署名をしたということでの写しでございます。4月1日にそれぞれ調印をしております。

8ページが、これは協議書に添付する規約の決定した中身でございます。

それから、報告第3号でございます。檜山北部3町合併協議会規約についてございまして、檜山北部3町合併協議会規約について別紙のとおり報告するというものでございまして、これにつきましては、瀬棚町が3月8日、それから北檜山町が3月17日、大成町が3月19日ということそれぞれ議会の議決をしていただいているところございまして、この内容につきましてご説明をいたします。11ページでございます。

檜山北部3町合併協議会規約でございます。

第1条は協議会の設置規定でございます、このように大成町、瀬棚町及び北檜山町は、地方自治法、本来は法定協議会は地方自治法の中で協議会を設けられるのですけれども、さらに市町村の合併の特例に関する法律ということでございまして、これの方を併記いたしまして、それぞれ根拠規定をここに、協議会を設置するということで定めたものでございます。

それから第2条、協議会の名称でございます、協議会の名称は檜山北部3町合併協議会とするとしたものでございます。

それから、第3条は、協議会の事務でございます、協議会は次に掲げる事務を行うということで、合併の是非を含めた関係町の合併に関する協議ということで、合併に必要な調査研究、合併に関する協議項目を初め、各種の事項を協議するということでございます。その規定でございます。

第2号では、法第5条に規定による建設計画の作成ということで、合併協が行うべきである合併特例法で規定されております建設計画の、基本的な建設計画の作成をやるということをごに定めているわけでございます。

第3号では、前2号に掲げるもののほか、関係町の合併に関し必要な事項というふうになっております。

それから、第4条は、協議会の事務所について定めたものでございまして、協議会の事務所は北檜山町に置くということでございます。

第5条は組織規定でございます、協議会は会長、副会長、委員をもってこれを組織する。委員の定数は関係町の長が協議して定めるということでございます。これは後で次の報告でこれを説明いたします。

それから第6条、会長の選任でございますが、会長の選任は関係町の長が協議して定めた者をもって充てるということに定めたものでございます。

それから、第7条は、副会長の選任でございます。副会長は、次条第1項第1号に掲げる者をもって充てるということでございます。3町長のうち1人が会長になりましたらば、あと2名が副会長ということになるわけでございまして、第2項では副会長のうち、協議して定める者を会長の職務代理者ということで、これにつきましては協議によりまして、瀬棚町長が職務代理というふうになっているわけでございます。

それから第8条、委員でございます。委員は、次に掲げる者をもって充てるということで、協議会の委員となる者の範囲を定めたものでございまして、各町7人の委員で構成されるということで全部で21名、そしてそれプラス第2項で、前項に定める者のほか、必要に応じて関係町の長が協議により定めた者を委員として加えることができるということで、この規定によりまして関係町の長が協議いたしまして、檜山支庁の地域政策部長さんに委員として委嘱をさせてもらったということでございます。3項では、委員は非常勤とするということです。

第9条、会議の招集についてここに規定をしております。協議会の会議は、会長が招集する。会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは会議を招集しなければならないということでございます。

第10条、会議の運営について規定したものでございます。

会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができないということで、会議の成立要件について定めたものでございます。

会長は、会議の議長となる。

3項では、会議の運営及び傍聴等に関し必要な事項は、会長が別に定めるということで、これは後の報告事項になっていますが、協議会会議運営規程というのがございます。さらには確認事項の会議運営申し合わせ事項といったことで、いろいろその中で会議の運営について定めております。これは後でご説明をいたします。

第11条、小委員会についての規定でございます。事務の一部について調査、審議をさせるため、小委員会を置くことができるということで定めたものでございまして、第2項では、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めるということで、これは議案第2号で小委員会の設置規程の制定についてご審議をお願いしたいと思います。

第12条、幹事会及び専門部会ということで、協議会に提案する事項について協議または調整するため、協議会に幹事会を置くことができるということでございます。

2項では、幹事会を置く場合には、さらに専門部会を置くことができるということで、下部組織について定めたものでございます。

3項では、幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は会長が別に定めるということで、これも報告第6号で幹事会の規程、それから報告第7号で専門部会の規程を提出してございますので、後でご説明を申し上げます。

第13条は事務局の規定でございまして、協議会に事務局を置くということでございまして、2項では事務局の組織、運営に関して必要な事項は、関係町の長の協議を経て、会長が別に定めるということで、これも報告第8号で事務局規程を定めておりまして、これについて後で報告をさせていただきます。

第14条、経費の負担でございまして、協議会に要する経費は、関係町の長が協議のうえ、関係町がそれぞれ負担するということ定めたものでございます。

第15条は、監査についてでございまして、協議会の出納の監査は、委員のうちから会長が監事2名を指名して行うということでございます。

2、前項の規定による指名を受けた監事は、監査の結果を会長に報告しなければならないということで定めたものでございます。

それから、第16条は、財務に関する事項ということで、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるということで、それぞれこれにつきましても、後で報告の中で財務規定を説明したいと思います。

それから、第17条は、報酬及び費用弁償についてでございまして、会長、副会長、委員、監事等会議に出席した者は、報酬及び費用弁償を受けることができるということで定めたものでございまして、第2項ではその報酬及び費用弁償の額及び支給方法についての規定を設けております。報告の中で後のご説明をしたいと思います。

第18条は、協議会解散の場合の措置ということで、協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長及び副会長であった者がこれを決算するというところまでございまして、13ページでございますが、第19条は委任事項でございます。

附則として、この規約は、平成16年4月1日から施行するというところの内容でございます。

続きまして14ページ、報告第4号 檜山北部3町合併協議会規約に関する協議書についてということでございまして、これにつきましては、規約が事前協議の中で定められまして、そしてそれぞれ3月議会にかけける前に、各3町の町長が協議いたしまして、規約の中で関係町の長が協議して定める事項についてあらかじめ協議書を取り交わしております。これは3月2日付で協議書の調印をして、取り交わしております。

その中身でございますけれども、先ほど規約の中であったように、第1、協議して定める事項というものが、規約第5条第2項の委員定数、それから規約第6条第1項の会長、規約第7条第2項、会長の職務の代理、それから規約第8条第2項の委員、規約第13条第2項の事務局、それから規約第14条の経費の負担ということについて、これは関係町の長が協議して定めるということで規約になっているわけでございます。

第2、協議して定めた事項として、1、規約第5条第2項に規定する委員の定数については、委員の定数は会長及び副会長を含め22名とするということでございます。

それから2、規約第6条第1項に規定する会長については、会長は北檜山町長をもって充てる。

それから3、規約第7条第2項に規定する会長の職務の代理についてでございますが、会長の職務を代理する者は瀬棚町長をもって充てる。

それから4、規約第8条第2項に規定する委員についてでございますが、北海道檜山支庁地域政策部長とする。

それから5、規約第13条第2項に規定する事務局についてでございますが、事務局の組織及び運営に関し必要な事項について、次のとおり定めるということで、別紙のとおり、檜山北部3町合併協議会の事務局規程をそれぞれ定めております。

それから6、規約第14条に規定する協議会に要する経費ということで、協議会に要する経費の負担方法でございますけれども、関係町は合併協議会の経費について、均等割2分の1、人口割2分の1（平成12年国勢調査人口による）を負担とする。

ただし、平成16年度については、基本額を各町おのおの500万円とし、基本額を超える額は、各町おのおの均等割2分の1、人口割2分の1を加算した額をもって負担するというところでございます。これは16年度においては、法定合併協議会を設置した関係町においては、国の方から合併準備補助金というものが500万以内、上限500万ですけれども、これが関係町に交付されることになっております。これらも含めて、それぞれ協議会の方に負担してくださいよということでございます。あくまでもこれは、合併についてのかかる経費についての補助金でございますので、そのようにそれを各町が拠出するというところでございます。

第3、協議内容の変更についてでございます。この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとするということで、第4、定めのない事項ですが、この協議書に定

めるもののほか必要な事項は、関係町の長が協議して定めることとする。第5、協議書の発効は16年4月1日から発効するというので、それぞれ町長さんに記名押印していただいたということでございます。

それでは、次の方であります、これは駒谷事務局次長から説明させます。

(駒谷事務局次長)

続きまして、18ページの報告第5号から40ページの報告第11号までご説明させていただきます。駒谷でございます。よろしくお願いいいたします。

18ページ、報告第5号 檜山北部3町合併協議会会議運営規程についてでございます。19ページをお開き願います。

第1条で趣旨を定めております。この規程につきましては、規約第10条に基づいて会議の運営等に関する事項を定めたものでございます。

第2条については、基本方針等ということで、協議会の会議は公開とするという定めでございます。

第3条につきましては、会長及び委員の責務を定めております。

第4条につきましては、会議の開閉等ということで、会議の開会及び閉会は、議長が宣告すること。第2項では、委員は、議長の許可を得た後、発言するものとするという定めでございます。

第5条につきましては、表決の関係でございます。第1項は、会議の議事は、出席委員の過半数以上の賛成をもって決する。第2項では、議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣言するというのでございます。

それから、第6条から第11条までは、協議会の傍聴の関係でございます。

第6条第1項は、会議は傍聴することができる。第2項では人数の制限、第3項では傍聴人の受け付けの関係を定めているものであります。

第7条は傍聴人の制限、第8条は傍聴人の守るべき事項、第9条は写真、映画類の撮影及び録音等の制限、第10条は職員の指示の関係、第11条は違反者に対する措置の関係をそれぞれ定めているものであります。

第12条につきましては、会議録の関係でございます。第1項におきましては、記載のとおり、1号から4号までの事項を記載した会議録を調製するというものでございまして、第2項では、会議録の署名の関係でございます。議長及び議長が指名した2名の委員が署名しなければならないという定めでございます。

第13条につきましては、会議録の公開の関係でございます。第1項では、会議録及び会議に提出された文書は公開とする。第2項では、公開は別表に定める方法により行うということで、別表は21ページでございますけれども、会議録等を公開する場所は、大成町、瀬棚町、北檜山町それぞれの役場で、公開する時間はそれぞれの役場の執務時間ということを定めております。

20ページにお戻りいただきまして、14条は委任の関係でございます。

附則で、施行日を16年4月1日と定めたものでございます。

続きまして、報告第6号 檜山北部3町合併協議会幹事会設置規程についてでございます。23ページをお開き願います。

第1条で、この規程は規約の第12条第1項に基づいて定めたものでございます。

第2条では所掌事務の関係、第3条は幹事会の幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てるということございまして、別表は24ページに記載のとおりでありまして、関係町助役、それと総務担当課長の合計6名で構成するものでございます。

第4条では組織の関係で、第2項で、幹事長、副幹事長は幹事の互選によるということで、幹事長に北檜山町助役、副幹事長に瀬棚町助役が互選されております。

以下、6条から9条までにつきましては、幹事会の運営の関係を規定しているものでございます。

附則では施行日を規定しているというものでございます。

次に、25ページをお開きいただきたいと思えます。報告第7号 檜山北部3町合併協議会専門部会設置規程についてでございます。

26ページでございますけれども、第1条が設置の関係でございます。規約の第12条第2項に基づいて定めるというものでございまして、専門部会につきましては、幹事長の指示を受けて協議会の事務について専門的に協議し、または調整するという組織でございます。部会につきましては、27ページの別表に記載の4部会とするものでありまして、部会員は関係町の関係所管課の職員をもって充てるというものでございます。

以下、この規程の4条以降につきましては、部会の運営の関係を定めているものでございまして、附則につきましては、施行日を定めております。

次に、28ページでございますけれども、報告第8号 檜山北部3町合併協議会事務局規程についてでございます。

29ページをお開きいただきたいと思えます。この規程につきましては、規約第13条第2項に基づいて定めるものでございます。

第2条では所掌事務、第3条では職員等の関係でございまして、第1項では事務局に事務局長、次長、班長、書記その他必要な職員を置くということでございます。第2項は、班の組織及び分掌事務でございますけれども、これは31ページに記載の別表のとおりということでございます。後ほどごらんいただきたいと思えます。第3項では、事務局の職員は大成町、瀬棚町、北檜山町の職員をもって充てる。第4項では、必要に応じて北海道の職員の派遣を要請することができるというものであります。

以下、第4条で職員の服務の関係、第5条で専決事項、第6条で情報公開の取扱い、第7条で公印の取扱い、第8条で職員の服務、第9条で職員の給与等、第10条で委任の関係をそれぞれ定めているものであります。附則で、施行日を16年4月1日からとするものでございます。

次に、33ページをお開き願います。報告第9号 檜山北部3町合併協議会財務規程についてでございます。

34ページでございますけれども、この規程につきましては、規約の第16条の規定に基づいて定め

るものでございます。第2条では歳入歳出予算の関係でありまして、第3項で、協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるとするものであります。

以下、3条につきましては補正予算の関係、4条は歳入歳出予算の区分、この区分につきましては、内容は36ページに記載の区分によるものであります。第5条は出納及び現金の保管の関係、それと第6条は出納員、第7条は流用及び充当、第8条は決算等、第9条は収入及び支出の手続、第10条は委任の関係をそれぞれ定めているものであります。

附則、第1項では施行日を定め、第2項におきましては、この16年度の関係でございますけれども、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「第1回の」と読みかえるということでございます。第2条では「年度開始前に協議会の会議に諮りその承認を受けなければならない」という定めでございますけれども、この附則では第1回の会議、本日の会議と読みかえるという規定でございます。したがって、第3項におきましては、協議会設置後最初の会計年度、今年度でございますが、第2条第3項の規定にかかわらず、本日会議を開いておりますけれども、16年4月1日から17年3月31日までとするという附則の定めでございます。

次に、37ページでございます。報告第10号 檜山北部3町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてでございます。

38ページでございますけれども、この規程は規約の第17条第2項の規定に基づいて定めたものでございます。第2条では、報酬の関係でございますけれども、協議会の会長、副会長、委員、監事等が会議に出席した場合の報酬は、日額3,000円とする。ただし、関係町の長、その他常勤職員、北海道から選任された委員については、これを支給しないという定めでございます。

第3条の費用弁償におきましては、委員等が職務のため旅行したときは、北檜山町の例により一般職の旅費に相当する額を弁償する。ただし、これも報酬と同じ考え方でございます。関係町の長等が協議会の会議に出席した場合には、これを支給しないとするものでございます。

附則では、施行日を規定しているものでございます。

次に、39ページでございます。報告第11号 檜山北部3町合併協議会の現金預入金融機関についてでございます。

40ページでございますが、この関係につきましては、先ほど説明いたしました財務規程の第5条第2項に定めているものでございまして、その定めによりまして現金預入金融機関を渡島信用金庫北檜山支店と定めたものでございます。

以上でございます。

(内田会長)

以上、報告第1号から11号まで一括で内容の説明をいたさせましたけれども、これらにつきまして、委員の皆さん方の中からお気づきの点がございましたらご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(佐々木委員)

合併協議会会議の運営規程なのですが、19ページの。第5条で、表決規定がございます。一般に表決は過半数ということなのですが、事の重大性からいって、よその協議会の規定などを参考にしてみますと、全員一致の規定とか、特別多数といたしますか、3分の2以上の規定などなどがあるわけです。その辺での検討がされたかどうか。全体で一致する方向で進む方向が望ましいわけですが、そういう点での表決、この場合には過半数ということなのですが、その点での議論があったかどうか、それだけお尋ねしたいと思います。

(道高事務局長)

この件につきましては、当然に協議会会議運営規程の幹事会等でありました。やはり原則的にはやっぱり全員同意、これが原則だと思うのです。これは議会というかそういうものではございませんので、協議会ですからそれが最大限のあれだと、全員がそういう賛同するというのが原則でしょうけれども、しかしながら2回も3回もどうしてもやっぱり話が食い違ってしまったときの、そのことを考えたときに、やはりそれは基本的に過半数というものを、そういった規定を設けて、それも規定をした方がいいのか、これは3分の2ということもあります。3分の2か過半数かということも出たわけですが、いずれにいたしましても3町によります協議会、全員賛同ということが原則ですが、民主主義のルールからいくと、過半数以上ということに定めたというものでございます。

以上でございます。

(佐々木委員)

私が一番気になったのは、そういう議論がされたかどうかと、そういう形でこうなったというのであれば、それは理解いたしました。

(内田会長)

そのほか何かございませんでしょうか。

(柳田委員)

いろいろ協議、検討なさったの報告ということでございますので、協議ではございませんので、これを皆さんに報告というご承認をいただいた方がよろしいかと存じます。

(内田会長)

一応報告ということなのですが、せっかくですから、何かこうした中で皆さん方お気づきになった点があれば、一つ発言をいただいて、これから参考にしたいということでございますけれども、皆さんがそういうことで報告でよろしいということであれば、このまま進めさせていただきますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、大分お疲れだと思いますので、10分間休憩をとらせていただきます。

(休憩)

(午後3時05分)

(再開)

(午後3時15分)

(内田会長)

それでは、休憩を解きまして協議事項に入りたいと思います。ご着席をお願いいたします。

協議に入る前にですけれども、大成町の成田さんがおいでになりましたので、まだ委嘱状を渡しておりませんので、会議に入る前に委嘱状をお渡ししたいしたいと思います。

委嘱状、大成町、成田直彦様。檜山北部3町合併協議会委員を委嘱します。平成16年4月1日。檜山北部3町合併協議会会長、北檜山町長、内田東一。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは早速、協議事項に入りたいと思います。

まず、議案第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会収支予算について、事務局より説明をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは41ページ、議案第1号 平成16年度檜山北部3町合併協議会収支予算についてでございます。

まず、歳出の方から説明したいと思います。43ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目事務局費でございます。予算額が432万8,000円でございます。3節職員手当が35万円、これは通勤手当が5万円でございます。これは瀬棚から北檜山町の方に派遣されている職員分でございます。時間外勤務手当30万円、それから4節共済費19万円、臨時職員にかかる社会保険料等でございます。7節賃金173万2,000円、臨時職員の賃金でございます。これにつきましては、4月に今募集いたしまして、5月から採用したいということで準備を進めているところでございます。旅費でございますが、70万円、これは各種打ち合わせでございます。それから11節の需用費30万円。消耗品費10万円、食糧費、来客昼食等の5万円、燃料費15万円と、これは公用車等のガソリン等でございます。12節役務費38万1,000円。通信運搬費12万、それから臨時電話設置手数料ということで、これは第1会議室を事務局といたしました関係上、電話設置の関係に伴う手数料23万1,000円でございます。振込手数料が3万円でございます。それから18節備品購入費7万6,000円、これは職印をつくったわけでございます。それから14節使用料及び賃借料ということで59万9,000円。事務机、書庫、いすリースのこれは賃借の借上料でございます。

それから続きまして、2款事業費でございます。1項事業推進費、1目会議費でございます。会議費が626万円でございます。1節報酬が170万1,000円。協議会委員の報酬として3,000円、一応

14回、月2回ということの開催を予定しておりまして、84回ということで18人分でございます。これは各町の町長分が、先ほどの規定によりまして報酬は支給しないということになっておりますので、この部分を削っております。それから檜山支庁の地域政策部長さんも、これも支給しないということになって18名でございます。小委員会を一応予算を組んでおりまして、小委員会に対する報酬3,000円、これは7回、9名で5部会を予算を組んでおります。

それから、9節旅費56万7,000円。協議会の費用弁償でございまして25万2,000円、小委員会が31万5,000円ということでございます。11節需用費でございますが、170万円でございます。会議資料代というコピー用紙代を120万見ております。印刷製本費20万円、会議茶菓子等の食糧費として30万を見ております。続きまして12節役務費でございますが、郵便料が6万円でございます。それから13節委託料111万2,000円でございます。これは会議録の作成委託ということございまして、1時間1万5,876円、5時間、14回ということで見えております。それから使用料及び賃借料が112万円、これは録音機材レンタル料ということで、これは協議会の録音関係の機材を借り上げるものでございます。賃借料でございます。

2節調査研究費、予算額が2,174万1,000円。9節旅費が38万円、これはアドバイザー費用弁償ということで見えております。これにつきましては、協議会の中で特に専門の先生方の話を聞きたいといひますか、そういう事項があったときにアドバイザーに来ていただくということでの予算を見させていただいております。

それから、11節需用費30万円、消耗品費でございます。それから、13節委託料1,750万円。これは新町の建設計画の策定支援業務ということで400万、例規整備支援業務として850万、電算システム調査分析業務として500万でございます。これらに係るものについては、早急にやらなければならないと思っておりますが、この分を委託料として見ております。それから、14節使用料及び賃借料356万1,000円ございまして、パソコンなどの電算機器リースでございます。これが104万760円、コピー機の使用料が252万円と見ております。

それから、3目広報広聴費372万円ございまして、11節需用費が10万円、これも食糧費として10万円。それから役務費が22万円、通信運搬費等でございます。それから委託料ということで340万。「協議会だより」の発行でございまして、これに係る経費、それからあとホームページの作成・管理が80万と、それからフォーラムの開催ということで、これにつきましても3町合併協議会におけるフォーラムの開催を予定、事業計画を見て、この分に係る50万を予算づけをしております。

続きまして、3款予備費、1項予備費、1目予備費でございますが、10万円を計上しております。締めて歳出の総額が3,614万9,000円ということになったわけでございます。

42ページにお戻りください。歳入の方でございますけれども、1款負担金、1項負担金、1目負担金でございまして、これが予算額が2,005万3,000円ということで、各3町によります負担金ということで2,005万3,000円ございまして、これは先ほどかかる経費の負担方法についてご説明いたしました。その計算によりましての負担金金額を出しております。北檜山町が718万4,000円、瀬棚町が644万4,000円、大成町が642万5,000円ということでございます。この中には、先ほど言ったように合併準備金の上限500万ということが国からそれぞれの町に交付されるわけでございまして、

実質的に町が一般財源として出すのが、それを差し引いた額だなというふうに思っております。これもまだ予定でございますから、はっきりしておりませんが、そういうような予算内容でございます。

それから、2款の補助金、1項補助金、1目補助金でございます。1,600万5,000円でございます。道補助金として1,600万5,000円ということで、これは地域政策補助金ということで上限が2,000万で下限が500万以上ということでなっております。これにつきましても事業費の2分の1、対象経費もでございますけれども、これを見て対象経費をざっと計算いたしまして、これぐらいの補助金を予定しているということでございます。

3款諸収入、1項諸収入、1目諸収入9万1,000円でございます。雑入でございます。任意協議会の引継ぎ金9万円、それから預金利子等が1,000円ということでございまして、歳入の合計が3,614万9,000円ということで収支の均衡を図ったものでございます。

以上でございます。

(内田会長)

それでは、檜山北部3町合併協議会の収支予算について、事務局より説明が終わりましたので、この件について何かご質問があればお伺いをいたしたいと思っております。

(大野委員)

収入の面なのですが、任意協から引継ぎ金9万円ございますね。これ、皆さんが了解しているから、今、法定協とって協議会ですから、この引継ぎ金をこの中に入れて収入に充てても本当にいいのかなとちょっと懸念あるのですが、その辺どうなのかなと。前の前段は前段で切って、また新たにやるのだよということが会議の持ち方ですから、このお金が本当にいいのかなということなのですよね。どうですか、その辺。

(成田事務局次長)

ただいま任意協議会の引継ぎ金についてご質問がございましたけれども、まだ任意協議会の引継ぎ金は当初、負担金として4町で負担をしていただきました。今金町が離脱をするということなものですから、今金町さんについては負担金の中で精算分として既に1円も返さない形で負担をしていただいているということでございます。残る金額については3町分ということになりますので、ではこの3町分をどのように処理をするのかということを検討いたしまして、その結果、各町にお返しをしても構わないのですけれども、実は南部の方の法定協議会も同様の手法をとりまして、任意協議会で余った分をそのまま各町にお返しして、またそれを負担金でいただくよりは、そのまま引き継いでいるというようなことでございましたので、そういう処理をさせていただいたところでございます。

(内田会長)

そのほかないですか。

(佐々木委員)

44ページで、委託料のところではホームページの開設があります。先が短くて会議もぼんぼんやっっていくわけで、相当情報の公開も急いでやっっていかなければならないと思うのです、相当なペースで。大変だと思うのですが、このホームページの立ち上げ、いつごろをめぐりに置いているか、そのことだけお聞きしたいというふうに思います。

(道高事務局長)

これにつきましても今、委員さんがおっしゃったように、本当にすぐ立ち上げ、いずれにしても4月1日からのスタートで、私どもも事務局皆さんそろったのが4月1日でございます、それで早速、業者の見積もりをとって今事業を進めておりますけれども、何とかできるものから早く、3町によるいろんな最初にオープンするページ、その中身もいろいろな各町の紹介、できたところへ、こういろいろあるのです。そういったできるものから早くしていきたいと。それで第1回目の協議会のあれも、これは全部会議録がこれは全部反訳してできなかったらできないものですから、できれば私どもは1カ月以内に何とかやっていきたいということで、5月にはそういうことで立ち上げて公開していきたいというふうに思っています。

それで「協議会だより」は、これは意外と何とか早くということで、月2回の今予定をしておりますので、1回目、きょうの協議会を4月中にこれを出したいということで、今それを詰めて事務をやっております。きょうはこういうことですぐ帰って反訳していただいて、何とか第2回目の協議会の開催日までには1回目を配布できるような形にしていきたいと、私どもは全力でそういうふうに行っていきたいと思っております。

(内田会長)

真柄委員。

(真柄委員)

予算書の委託料の件で、私もちょっと大ざっぱな感覚としての支援業務というのはわかるのですが、ちょっと具体的に金額も大きいものですから教えていただければなと思いますので。ちょっとこの辺の例規整備についても、どの程度の規模のどんなものか含めて金額の大きい部分だけなのですけれども、概要を教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(成田事務局次長)

委託料につきましては、3本ここに記載されております。まず一つが、新町の建設計画策定業務支援ということでございます。実はこの新町の建設計画をつくる前に、任意協議会ではこの基礎部分になります将来構想を策定しております。それを合わせますと約800万を超える金額になるので

すけれども、既に半分が終わっていますので、残りは合併特例法に言われる建設計画を策定するためのその部分の委託料を組んだということでございます。

それで、例規整備につきましては、各町でそれぞれ例規を整備しておりますけれども、今度合併するとなると、その例規を一つにしなければならないということが前提要件になります。それで、合併時までにある一定の例規整備を行うためには、仮例規と言われるものをつくらなければならないということでございます。ですから、この例規整備につきましては、合併時に必要な仮例規の整備までということになります。合併後の本当の例規整備は、別に予算をつけて新町でもって例規を整備するというような形になると考えております。

それとあと、電算システムの調査分析業務ですけれども、こちらにつきましては、3町それぞれ電算業務、別々な電算を入れておりますので、これをどのようにしたら統合できるのかということで、その電算の種類なり、そういうふうなソフトなりの調査を行うということで、まずそういう基礎的な調査を行ってみて、果たして電算業務が統合できるのか、それとも統合が難しいのかというようなことの検討資料を、業者委託してつくっていくという流れでございます。実際に電算業務の統合となりますと、こんな調査費500万程度ではなくて億単位の統合の費用がかかるということでございますので、それについてはまた別途、新町において恐らく予算づけがされるというようなことになると思います。

以上でございます。

(真柄委員)

作業行程は何となくわかりましたので、どうぞ速やかに、いろんな形で影響のないように進行していただくということで要望しておきます。

(内田会長)

そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ないようでございますので、第1号議案については、原案のとおり決することにいたしたいと思います。

それでは続いて、議案第2号 檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程についてを議題といたします。

事務局から説明をいたさせます。

(道高事務局長)

45、46ページになります。議案第2号 檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程についてでご

ざいます。46ページでございます。

檜山北部3町合併協議会小委員会設置規定についてございまして、第1条は設置でございます。協議会規約第11条第1項の規定に基づきまして、3町合併協議会に小委員会を設置する。

第2条は、所掌事務として協議会から付託された事項について調査及び審議をするということでございます。

第3条は委員についてございまして、小委員会の委員は、協議会の会長が協議会の委員のうちから指名をする。

第4条が組織でございまして、委員長、副委員長及び委員をもって組織するというところでございます。委員長、副委員長は、小委員会の互選によりますということでございます。

第5条は、委員長及び副委員長の職務の内容でございまして、委員長が会務を掌理し、会議の議長とする。副委員長は、委員長を補佐して事故あるときは職務を代理するというところでございます。

第6条は、会議でございまして、会議は、委員長が招集します。会議は、小委員会の委員が3分の2以上の出席がなければ開くことができないということでございます。委員長は必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。会議は、公開とするというものでございます。

第7条が会議運営規程の準用ということで、運営規程第6条から第13条までの規定は、この規程において準用するというものでございます。

第8条、報告。小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならないということでございます。

第9条は、協議会の事務局において庶務を処理するというところで定めたものでございます。

第10条は委任でございまして、この規程は16年4月1日から施行するというところでございます。以上でございます。

(内田会長)

ただいま3町の合併協議会小委員会の設置規程についての説明がございました。これに対して皆さん方、ご意見あれば伺います。

(佐々木委員)

先ほど議決された予算とのかかわりでお聞きしますが、予算の方を見ますと、小委員会については5部会、1部会9名という形で予算を見ています。会の構成が全体で22名ということになります。そうすると、1人の委員が複数の小委員会に属するのかなというふうに感じられるわけですが、一応今の時点で予想していることがあれば、その範疇でお答え、教えていただきたいのですが、どのような小委員会が考えられるのかなどについてです。

(成田事務局次長)

小委員会につきましては、当然これからご協議いただきます合併の協定項目の中で、非常に難しい項目がございます。そのまず一つが、新町の名称についてです。町の新たな名称をどのようにす

るかということを決める中では、やはりそういう小委員会を設けて、十分に審議した上で協議会にもう一度提案していくというような形がよろしいのではないかとというようなことがまず一つです。

それともう一つが、非常に策定まで時間がかかります新町の建設計画がございます。これもやはり集中した審議を行って、中身をよりよい深いものにしていかなければならないのではないかとというようなことで、現在事務局では、小委員会の設置は二つの小委員会を考えております。

ただ、合併の協議の中において、委員の皆さんがやはりこれは小委員会をつくってやった方がいいというようなご提案があれば、そういう小委員会を開設していきたいというようなことで考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(内田会長)

ほかにいいですか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、2号議案につきましては、ご承認をいただいたものとして、次に議案第3号 檜山北部3町合併協議会監事の指名についてを議題といたします。

監事につきましては、檜山北部3町合併協議会規約第15条の規定に基づき、会長が委員のうちから2名を指名することになっておりますので、監事には大成町議会議長さんと瀬棚町議会議長さんを指名することにいたしたいと存じております。

これについてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしという声がありましたので、それではそのように決定をさせていただきます。大成の議長さんと瀬棚の議長さんに監事として任命をさせていただきます。

続きまして、議案第4号 檜山北部3町合併協議会運営申し合わせ事項について、議題といたします。

内容につきましては、事務局より説明をいたさせます。

(道高事務局長)

49ページをお開きいただきたいと思います。議案第4号でございまして、協議会運営申し合わせ事項ということでございまして、これにつきましては協議会規約第10条第3項の規定に基づきまして、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとするということでございます。

基本的には22名の各町7名の委員さん方、各界層の方々でございまして、なかなか月2回やると

なりますと、これまた日程調整が大変でないかということで、事前に会議の開催、定例開催とかこういったものについて事前に申し合わせしていきたいということでご提案をするものでございます。

1、会議の定例開催でございますが、会議の開催日及び開催時間は、原則として次のとおりとする。(1)で開催日でございますが、これは毎月第2・第4金曜日ということにさせていただきたい。そして、これは必要に応じて変更可ということでありまして、今回も若干金曜日よりちょっと前にずれましたけれども、こういうような場合もあるということでございます。基本的にはこの第2・第4の金曜日ということでございまして、(2)では開催時間でございますが、これにつきましても午後1時から開催してまいりたい。じっくり協議する時間を持ちたいということから、午後1時からということでございます。これも時と場合によっては、必要に応じて変更もありますよということでご了解をさせていただきたいということでございます。それから(3)の開催場所です。檜山北部3町が持ち回りまして、それぞれの町の開催場所はそれぞれの町で決めてもらうということでございます。今回は北檜山町が、第1回目開催になりました。第2回目は瀬棚町、第3回目は大成町ということにさせていただきたいということで、また第4回になりましたら北檜山になりますけれども、このような形で開催場所を持ち回りでさせてもらいたいということでございます。ただし必要に応じて変更する場合は、別途調整するというところでございます。

2番目の会議の代理出席でございます。協議会委員のうち各町長並びに檜山支庁の地域政策部長さんが会議に出席できない場合があると思います。公務だとかどうしても出られないという場合があると思いますが、その場合に次の者の代理出席を認めていただきたいということでございまして、各町の町長が出席できない場合は、各町の助役さんに出てもらう。それから(2)では、地域政策部長さんのかわりに地域政策課の主幹に出席をお願いしたいということでございます。代理出席でございますから、発言権はないのかなというふうに思っていますが、この辺はちょっとまた確認をしていただければと思いますが、基本的には代理出席だということでございます。

それで、この中できょうの協議会におきましても、幹事会がありますが、きょうはご紹介するのを忘れましたが、幹事会の方でオブザーバーとしてこの協議会に出席をさせていただきたいということで、きのうの幹事会でちょっと要請がございまして、きょうはこの場で確認をさせていただきたいということでございまして、ぜひオブザーバーとして出席をお願いしたいなというふうに思っております。

それから、3番目の協議事項及び配付資料の事前送付ということで、合併協議会における協議を円滑に進めるため、協議事項及び配付資料については、協議会の委員に対して事前に送付することとするということでございまして、この協議事項につきまして事前に配付したいということで、これまた議案つくるのが大変なことなのです。今回も大変時間がなかった関係で、月曜日でしたでしょうか、議案を発送させてもらったのが、きのうあたりになるのかなということで、大変遅くなったことをおわび申し上げますが、今度、第2回目からは早目に議案の方を送付させていただきたいということで、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

(内田会長)

議案第4号 合併協議会運営申し合わせ事項についての内容の説明がございました。これに対して皆さん方の何かご意見あれば伺いたいと思います。

(中山委員)

開催日、開催時間の件なのですが、必要に応じて変更可能となっておりますけれども、1時ではちょっと厳しいのかなという感じいたしますので、その辺をひとつご検討のほどお願いしたいと思います。

(内田会長)

わかりました。さっき言ったように、この時間帯、また毎月第2・第4金曜日ということになっておりますけれども、ここにも書いてありますとおり、必要に応じてそれは変更がいいということでございますので、それはただいまのご意見を十分に参考にしながら、日程、そしてまた時間等について調整をしていきたいと思います。

その他ございませんか。

(柳田委員)

先ほど説明があったように、代理出席の発言権のことも言われておりましたけれども、今回はたまたま議案の発送も遅くなったということですが、事前に発送されると思うのです。事前にということは何日か前には。それは町長さん方、また部長さん方が何かの所用でおられないということがあったとしても、代理出席される助役さんあるいは主幹などがいろいろとお話し合いされて出席していただくということになると思うのです。やっぱりただ出席するだけではなくて、積極的なご発言をしていただける場を絶対につくってあげるべきだろうと思うのですが、このことについても調整ください。

(内田会長)

今、柳田委員の方から代理出席の話がありまして、代理が発言すべきか、それを受け入れないかという話がありましたけれども、柳田委員の方から、それはやっぱり代理ですから、それを認めるのであるから、やはりそうした発言も認めるべきだという、そういう発言がございましたけれども、これに対していかがでしょうか。私どもはそういうふうに思うわけですが、

柳田委員の発言どおり、代理として発言を認めるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

わかりました。ではそのように取り進めてまいりたいと思います。

次に、議案第5号 檜山北部3町合併協議会合併協定項目について並びに議案第6号 事務事業に関する調整方針について、それから議案第7号 新町建設計画策定方針について、3件関連がございますので一括議題として提案をさせていただきます。

これらについての事務局の説明を願います。

(成田事務局次長)

議案第5号 檜山北部3町合併協議会合併協定項目について、ご説明をさせていただきたいと思っております。議案の51ページをお開き願います。

合併協議会では、合併の前に事前に調整を済ませておかなければならない事項や住民の関心の高い事項を、合併協定項目として協議をすることとなります。協議の結果は、具体的に住民が合併を判断する情報として合併協定書にまとめられ、この合併協定書の内容に基づき各町の議会に議案として提出することとなりますが、この協定書に求められる協定項目を定めるものでございます。

まず、基本的協議項目といたしまして5項目を定めております。

一つ目は、合併の方式であります。こちらは新設合併とするか、それとも編入合併とするかについての協議ということになります。

二つ目の合併の期日につきましては、合併した場合に実際に新町をスタートする日を協議するものでございます。

三つ目が、新町の名称であります。新たな町の名称について協議をするものであります。

四つ目が、新町の事務所の位置であります。これは本庁舎とのなる役場の位置を協議するものであります。

五つ目が、財産及び公の施設の取扱いであります。原則的には3町が所有している財産・債務、公の施設は新町に引き継ぐこととなりますが、その取扱い方法を協議するものであります。

次に、特例法に規定されている協議項目といたしまして、5項目を定めております。議会の議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い、一般職員の身分の取扱い、地域自治組織及び地域協議会の取扱いであります。

次に、その他必要な協議項目といたしまして、特別職の身分の取扱い、条例規則等の取扱い、組織及び機構の取扱い、町・字の区域、名称の取扱い、慣行の取扱い。慣行の取扱いというのは町の木や花などの取扱いでございます。広域連合、一部事務組合等の取扱い。公共的団体等の取扱い。使用料、手数料等の取扱い。補助金、交付金等の取扱い。国民健康保険制度の取扱い。

21といたしまして、各種事務事業の取扱いがございます。こちら細目になっておりまして、17の協議項目がございます。21-17、その他事務事業がございますけれども、これにつきましては、どの協定項目にも当てはまらない協議項目を協議するために設けているものでございます。

最後に、22としまして新町の建設計画であります。新町建設計画は、住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示し、新町のマスタープランとして役割を果たすものとされております。

大項目22、それと小項目17の協議項目につきましては、今後開催される幹事会や専門部会におけ

る調整を経まして、協議会にご提案をさせていただくこととなります。

なお、この協議項目の順番どおりに協議会に提案することにはならない形になります。なぜならば、実はそれぞれ事務的に調整のついたものから順次、協議会にお諮りをしていくという考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、次のページ、52ページから56ページにつきましては、それぞれの合併協定項目ごとの概要について内容を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

次に、議案第6号 事務事業に関する調整方針について、ご説明をいたします。58ページをお開き願います。

合併時に調整しなければならない行政事務事業は、現在約1,100項目にわたります。これら新町の行政事務の基礎となる事務事業について一元化するために、今後協議会の委員の皆様にご協議いただくこととなりますことから、その事務事業に関する調整方針を定めるものであります。

基本的な考え方としまして事務事業調整は、3町が合併をしたとした場合に、当面どのように事務事業を進めていくのかを調整するものであります。このため、新町における事務事業を抽象的な調整方針ではなく、だれもが具体の調整方針が理解できるように行う考えとしております。調整に当たりましては、五つの方針をもとに統一かつ体系的に行うこととしております。

(1) 一体性の確保の原則であります。この原則は新町に移行する際、住民生活に直接かかわる事項については、支障がないよう速やかな一体性の確保に努めるというものであります。

(2) 住民福祉向上の原則であります。合併後の住民サービスにおいては、住民福祉の向上に配慮しながら行政水準の均一化に努めるというものであります。

(3) 負担公平の原則であります。住民が直接負担するものについて、負担公平の原則に立ち、行政格差の解消に努めるというものでございます。

次の59ページをお開き願います。(4)の健全な財政運営の原則であります。

新町の行政制度等の調整を図る際には、後年度負担も考慮しながら、地方分権型社会に対応した健全な行政財政運営が可能となるように努めるというものであります。

(5) 行政改革推進の原則であります。行政改革の視点に立ちまして、新町の規模に見合った事務事業の見直しに努めるというものでございます。

2の調整方針の分類の考え方でございます。原則として合併時に統合していくものとしますが、これまでの経緯や住民への影響などから、統合が難しいものや新町において再編を図った方が適切と考えられるものについては、新町において調整していくものとするものでございます。存続を除く統合、再編、廃止は、合併時と合併後に分類することとしております。

次に、議案第7号 新町建設計画策定方針について、ご説明をさせていただきます。

ご説明の前に、なぜ新町建設計画を策定しなければならないかという策定の理由について、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

合併は、地域住民の生活に重大な影響を与えるものであります。そのため、将来のビジョンを示すことがまず必要だということでもあります。さらには、新町のビジョンが合併の可否を判断する大きな材料となるものであります。また、国の財政支援措置には、この計画に基づく事業を対象とし

ていることなどによって、当然にして合併協議会が作成することとされておりますことから、新町の建設計画を策定するものであるということでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。61ページをお開き願います。

初めに、1の計画の名称につきましては、〇〇町新町まちづくりプラン（新町建設計画）とさせていただきます。実は〇〇町とありますのは、これは新たな町の名称としてとらえていただければと思います。

2の策定機関につきましては、合併特例法の規定において合併協議会が作成することとなっておりますので、檜山北部3町合併協議会が策定することとしております。

3の将来構想策定までの経緯であります。3町のまちの現状や課題を分析した将来構想は既に、任意協議会において作成しております。この将来構想を新町建設計画の基礎資料として活用することとしております。さらには、3町の全世帯に対しまして、合併後のまちづくりに関するアンケート調査も既に終えているところでございます。これらのものを新町建設計画の参考資料として今後活用させていただく考え方としておりますので、ご理解をお願いいたします。

4の計画の趣旨です。これにつきましては、ソフト、ハード両面に含めた事業及び施策によりまして、3町の一体化あるいは住民福祉の向上という視点によりまして、3町の発展を目指していくというものでございます。

次に、5の計画の構成であります。合併特例法第5条に掲げられております建設計画に盛り込むべき事業の例示に基づきまして、実はまちづくりの基本方針、主要施策、公共的施設の統合整備、財政計画を基本として構成する考えであります。

6の計画の期間は、合併後おおむね10年間としております。これは国の財政支援措置の対象期間に対応する形でおおむね10年とさせていただいたところであります。

7の策定基本方針につきましては、合併の効果と産業の振興を最大限に生かすとともに、新町の発展に貢献できる事業を検討し、無理のない着実な計画を策定する方針としております。

8の公共施設の統合整備につきましては、地域住民の生活に十分配慮するとともに、地域のバランスや財政事情を考慮しながら適正配置に努めていくものでございます。

9の財政計画につきましては、歳入歳出のバランスを考慮しながら、計画的な財政運営が行われるよう十分留意して作成するものでございます。

10の計画作成に関する期間の設置及び関係機関との連携です。新町建設計画の策定に当たりましては、検討や調整に一定程度の時間を要することから、必要に応じ小委員会を設置して集中審議を行うこととしております。さらには、北海道檜山支庁との連携・調整を図る必要がありますので、ここに明示をさせていただいたところでございます。

ただいま申し上げました10本の柱に十分配慮しながら、新町の建設計画の策定を進めていくものでございます。なお、次のページ、63ページには、新町建設計画の概要、さらには64ページには建設計画の策定手順を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続いて、新町建設計画の検討資料となります将来構想ができ上がったばかりなものですから、このものについて若干お時間をいただいて、概要についてご説明をさせていただきたいと思います。

皆さんのお手元に、檜山北部3町新町まちづくりプランという分厚い資料がございますけれども、こちらの方をちょっと出していただければと思います。こちらの方の59ページをお開き願いたいと思います。

こちらの方に合併の効果ということで、実際に合併をした場合にどのくらいの経費の削減や財政効果が出るのだろうかというようなことで、実は財政シミュレーションを行っております。その内容について、若干ここに掲載をさせていただいたところがございます。それで、実際に効果として挙げられるのは、やはり人件費の削減や物件費の削減ということでございますので、ではどれくらいになるのかということでちょっと計算をさせていただきました。そこで人件費につきましては、議員報酬でございますけれども、これが例えば現在3町合わせまして39人の定数になりますので、これが17人を削減したとしますと、定数が22名になります。これが法定定数になります。ですから、例えば2年間の在任特例をして、その後に22人になったと仮定した場合の1年間における削減額をここに掲載させていただいたところです。削減額で4,780万2,000円ということになります。町長と4役の報酬でございます。こちらにつきましては、合併後は当然4役は1人ずつというような形で考えておりますので、11人から4人へ7人の削減ということでございます。これが年間の削減額で7,458万5,000円というようなことになります。

それでは、職員給はどうなるのかというようなことでございますけれども、実は職員給につきましては、合併後15年間で計算をさせていただいたところです。それで109人の削減ということでございますけれども、これは同じような人口規模、それと同じような町の規模というようなことで、類似団体というのが国の方で示したのがございます。その類似団体に合わせますと、大体3町の職員数が109人多いのではないかというようなことが示されております。それに基づいて109人の削減ということで15年間の累計を立てました。ただ、109人すべて削減して、採用もしないのかというようなお話もございますけれども、それは合併特例債を満度に見た中で109人ということでございますので、合併特例債をそんなに使わなければ、その109人の削減がもう少し穏やかな形になるのではないかというようなことで考えております。こちらが50億7,896万5,000円ということでございます。

あと、職員共済負担金、職員退職手当組合負担金につきましても、同様に15年間の累計ということでございます。それと、物件費につきましては、15年間の累計で44億6,942万6,000円というようなことで削減の効果が考えられるというようなことになっております。

次に、67ページをお開き願いたいと思います。3町が合併した場合において、地域の特性としてどのようなものが挙げられるかというようなことで、実は五つの特性に分けて掲載をさせていただいたところです。

まず一つ目が、豊かな自然資源に恵まれた町であるということが一つです。

二つ目が特性の2にございます新しい時代を見据えた農業と水産業が融合した町ではないかということでございます。

次に、68ページをお開き願います。特性の3では新エネルギーの導入、活用が進むまちであるということでございます。

特性の4では、多彩で魅力ある観光、交流資源を有するまちであるということでございます。

特性の5では、住民活動が盛んな協働のまちであるというような特性が認められました。

次に、71ページをお開き願います。合併をずとした場合に、実際に3町の中でまちづくりの課題はどのようなものがあるのかというようなことがここに取りまとめられております。

まず一つ目として、少子・高齢化への対応と支え合う地域づくりが必要となるのではないかとということが挙げられます。

二つ目としまして、特色ある地域資源を生かした産業の構築ということでございます。

次のページ、72ページをお開き願います。課題の3では、自然との共生と安全で快適な居住環境づくりが必要とされます。

課題の4では、交流・定住を支える生活基盤づくりが必要ではないかということでございます。

課題の5では、未来を担う人材の育成と地域文化の一層の向上が必要ということになっております。

課題の6では、参画と協働による魅力ある地域づくりが必要というようなことでございます。

次に、75ページをお開き願います。先ほどご説明いたしました地域の特性やまちづくりの課題を踏まえて考えた場合に、では新町のまちの将来像はどうなるのかというようなことでございます。それで新町が目指す姿を、メインタイトルとしまして「豊かで美しい自然、人と人のふれあいを大切にするまちをめざして」とタイトルをつけさせていただきました。サブタイトルが「共に生き共につくる にぎわいのある あたかなふるさと」としております。

次に、76ページをお開き願います。こちらがその将来像を実現するための基本の施策になるものがございます。これを実現するために六つの基本目標を掲げてございます。

一つが健やかに暮らせる福祉のまちであること。二つ目が活気に満ちた産業のまちであること。三つ目が自然と共生する安全なまちであること。基本目標の4で、多様な交流を支えるにぎわいのある快適なまちであること。目標の5で、豊かな人間性と文化を育むまちであること。6で、みんなでつくるまちである、というようなことございまして、それぞれの目標別に実際にどのような施策が必要なのかということで、これから検討しなければならない事業についてそれぞれ細目に分けて掲載しておりますので、後ほどこちらの方をお目通し願えればと思います。

それと、89ページをお開き願います。3町が合併した場合の人口の見通しです。これはよく住民の方々から聞かれることなのですけれども、合併したらでは将来どのような人口になるのだろうかというようなことございますので、実はこれは合併後10年後、おおむね平成26年には、大体人口3町合わせまして1万10人になることが予測されております。年齢階層別人口で見ますと、それぞれやはり高齢化がだんだん進んでくるというようなことございますので、実際には平成12年の3,393人から平成26年には3,680人ということで、高齢人口、65歳以上の人口ですけれども、約36.8%になるということが予測されております。世帯数については平成12年度で4,595世帯ですけれども、平成26年度には4,170世帯ということで推計をしているところでございます。

次に、皆さんのお手元でございます財政シミュレーション、ちょっと薄いもので檜山北部3町合併に係る財政シミュレーションというのがございます。こちらの方の1ページをお開き願いたいと

思います。

この財政推計につきましては、まちの事情もそれぞれあるわけなのですけれども、一定の要件、3町で条件をそろえまして、それぞれ財政推計を試みたところでございます。基本的な考え方としましては、普通交付税の算定特例の期間であります10年間と、それに続く段階的に減少されます5年間、さらには財政支援がなくなった1年間の合計16年間の財政推計を行ったところでございます。

それで、2ページをお開き願います。実際にそれぞれ合併しないとした場合における各町の財政推計が載っております。それで、大成町の財政推計ですけれども、こちらの方につきましてはこれまでとおおむね同じ水準の行政サービスを継続するとした場合には、財政調整基金・減債基金等の基金を繰り入れしても、平成17年度以降は赤字で推移していくと見込まれております。現状では平成32年度までに合計で約96億円の財源不足が見込まれているというような結果となっております。

次の3ページをお開き願います。瀬棚町の財政推計でございます。こちらと同じく現在の行政サービスを継続する場合には、財政調整基金や減債基金等の基金を繰り入れしても、平成17年度以降赤字で収支すると見込まれております。現状では32年度までに約66億円の財源が不足すると見込まれているところでございます。

次に、4ページをお開き願います。北檜山町の財政推計でございます。こちらと同じ行政サービスを継続するとした場合につきましては、財政調整基金・減債基金等の基金を繰り入れしても17年度以降には、赤字で推移していくと見込まれております。現状では平成32年度までに合計で約123億円の財源が不足すると見込まれているということでございますので、合併をしない場合の3町とも、赤字の財源体質になるというようなシミュレーション結果になりました。

次に、5ページをお開き願います。これに対しまして、実際に合併した場合の財政推計でございますけれども、当然合併した場合には国からの財政支援措置もございます。また、歳出面では人件費の削減を初めとする経常経費などの削減効果も見込まれますので、そういうものを合わせていきますと、何とか黒字で合併時は推移します。ただ、10年たちますと、それが黒字のままちょっと僅少でゼロゼロで推移するというようなことでございますので、大体投資的経費としまして16年間で315億円の経費が見込まれるというような結果でございました。

次に、市町村合併に関するアンケート調査ということで、こちらの結果報告についても若干ご説明させていただきたいと思っております。

このアンケート調査の1ページをお開き願います。下の方に番号を打ってございます。

調査の結果をこちらの方に記載しております。3町で合計で配布数が4,701世帯配布しております。配布・回収方法については、配布につきましては町内会等を通じて配布しまして、回収につきましては郵送によって回収をしているところでございます。調査は2月に行いました。回収結果につきましては、それぞれ大成町、瀬棚町、北檜山町、それと居住町不明ということで、合計で有効回収率が39.3というような結果となりました。思った以上に回収率がよかったような気がしているところです。事務局としては30%を見込んでおりましたけれども、ちょっと結果に驚いたところで

ございます。

それで、アンケート調査の中で興味深い点がありますので、ご報告させていただきたいと思いません。17ページをお開き願います。

実は「合併で期待すること」の中で、3町の住民の方々が一番効果を期待しているのが、行政事務の効率化による経費削減、これを期待しているというようなことでございます。実はもう少しサービスの充実を図ってほしいというような結果になるのかなと思いましたが、予想外にそういうふうな結果が出てきたというような考え方で私はおりました。

それと次に、24ページをお開き願いたいと思います。「3町が合併した場合に、重点的に取り組むべき施策」ということございまして、実はこれ、保健医療対策の充実が第1位になっております。次に雇用の場の確保、それと福祉対策の充実、交通の便の充実、農林水産業の振興の順となっております。実際に次の26ページをお開き願いたいと思えますけれども、実はこちらの方にそれぞれ順位別に望むべき施策を掲載しておりますけれども、全体、居住地別、性別、年齢構成別を見ましても、どれをとっても保健医療対策の充実を求めているというような検討結果になったということでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

(内田会長)

それでは、議案第5号から7号までの新町建設計画策定方針についてまでの3件、一括に提案をいたしました。説明がありました。そのほかまた、シミュレーションであるとか新町のまちづくりプランということについての内容も説明ありましたけれども、これらについて委員の皆さん方、何かご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

今回は初めてでございます。なおまた、これから順次いろいろの面について議論をいただくわけでございますけれども、そうした中でまたじっくりとひとつご意見をいただければというふうに思っております。

そんなことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしという声でございますので、3件につきまして承認をさせていただきます。次に、議事の3番の今後のスケジュールについて、事務局から説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

今後のスケジュールということで、皆さんのお手元に合併協議会に関する附属資料というのがございます。こちらの方の一番後ろにカラー版で、実は檜山北部3町スケジュール(案)というのがございますので、お開き願いたいと思います。このような形になっております。薄い附属資料でございます。

実はこのスケジュールをご説明する前に一つ申し上げておきたいことがございます。事務局で提案しているこのスケジュールにつきましては、あくまでも努力目標とさせていただきたいと考えております。このスケジュールどおりに物事が運ぶとは全く考えておりません。当然、協議の進行によってはスケジュールが延びることもございます。また縮むこともございます。ということでございますので、位置づけは努力目標とさせていただきたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

上段の方に区分がございます。こちらの方にはそれぞれこれから事業として展開される主な内容について掲載をさせていただきました。4月に法定協議会の設置でございます。これは4月1日に設置をしてございます。5月には新町建設計画の骨子の策定作業に入っていきたいというようなことでございます。7月には新町建設計画の事前協議を行いまして、これは北海道と事前協議を行います。9月には新町建設計画正式協議、11月には新町建設計画を知事へ送付、12月には合併協定書の調印、各町の議会議決を得る。1月には知事に合併申請書を提出。この合併申請書を提出する段階でもって協議会の主な事業が終了するというようなこととなります。

あとは3月には道議会の合併の議決や、総務大臣への届出、総務大臣の告示でありますけれども、これは合併関連事務で一連の手続になります。それで、実際に新町をスタートさせるという目標地点が17年の9月という位置づけでもって考えているところでございます。

なお、協議会につきましては、月2回の協議を行うということでございますので、約14回の協議を行うスケジュールにしているところでございます。小委員会につきましては、必要に応じて小委員会を設置するというので、月1回程度のペースで行えればというようなことで考えております。幹事会につきましては、協議会の事前調整でございますので、協議会と同様に14回を予定しております。専門部会につきましては、それぞれ各専門部会4部会ございますので、4部会ごとにそれぞれ月1回程度のペースで調整を図っていききたいということでございます。

なお、分科会につきましては、必要に応じ設置ということでございますけれども、実際にこの分科会が活動するのは、合併の一定の調印がされた後の調整作業になると思います。実際にこれは事務屋の作業なのです、分科会というのは。要するに合併するまでのまちをどうしていくのかという、そういう調整の作業を分科会で行うというような考えでおります。合併準備のための分科会ということでございます。

協議会の事務局につきましては、合併の関連手続までの間でございますので、新町がスタートする間事務をとり行うというような流れになると思います。それぞれ事業別に、その後には新町建設計画策定作業、それと合併調整項目の調整・検討作業、それと事務事業現況調査・一元化の調整の作業、それと新例規の立案・策定、それとホームページの運営、協議会だより編集・発行、電算シ

システムの統合ということで、事業別にそれぞれの期間を設定させていただいたところでございます。  
以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(内田会長)

それでは、今後のスケジュールについて事務局の方から説明がございました。このスケジュールについて、皆さん方の方から何かお気づきの点がありましたらお伺いをしたい思いますけれども、いかがでしょうか。

(笠原委員)

平成17年度8月に新町に立ち上げるというスケジュールなのですが、当初の計画からずっと約6カ月ほど上がってきているというふうに私は認識を持っていますけれども、この理由は何なのでしょうか。

(内田会長)

前の計画から縮まっているということですか。

(成田事務局次長)

実は16年の3月末までに北海道に合併申請を行うことが前提要件となります。なぜ前提要件かといいますと、合併特例法がございますけれども、それは今の現行法令では17年の3月までに要するに合併するというところから、新町を17年の3月までに立ち上げなければならないことになるのですが、その特例法が延期されます。その特例法が延期されたということは、ではどの時点でその特例法が適用になるのかというと、17年の3月までに、新町ではなくて合併申請をしたものということでございますから、これを見ていただくとわかるのですが、知事に合併申請書を提出するのが1月になっています。どんなに協議が延びても、2カ月しかございません。2カ月以内に合併申請をしなければ、財源措置だとかいろいろございますけれども、特例法の適用を受けることができないで、お金のない中で合併をしなければならないということなものですから、若干努力目標として前倒しをさせていただいて、そして実際に新町をスタートするのは9月でも10月でもこれは構わないことなのです。ただ、余りに合併申請してから1年数カ月もほうっておくようなことが果たしていかがなものか。できれば速やかに新町を一体化した方が、住民の方々にとっては不安がないのではないかなというふうなことで、目標としまして9月スタートということで掲載させていただいたところでございます。

(笠原委員)

合併が議決された、各町で議決されてから1年何カ月とかの審議期間があるのだというふうに言われているのですが、これとの関連でもって今の8月末でもって合併できるというふうになるのですか。その辺のことはどういふようになっているか、説明願います。

(成田事務局次長)

実際に合併が例えばこの協議会で認められて、当然各町の議会の議決を経て初めて合併ができるということになります。では、実際にその新町をスタートするのはいつかとなりますと、新町をスタートするまでには最低6カ月の準備期間が必要だということなのです。ですから、皆さんが合併しましょうと決めてから、では翌月にすぐに合併できるかといったら、そうはならないのです。どうしても事務作業がございますので、その期間が最低6カ月ということで考えなければならないということがございますので、例えばこの場合であれば、総務大臣の告示を受けるのは5月でございますから、これからさかのぼっていても約5カ月程度、どんなに短縮しても5カ月程度くらいで新町が立ち上がっていくのかなというような考え方であります。

## 9. その他

(内田会長)

ほかにありませんでしょうか。

(道高事務局長)

事務局からもう一点お話ししたいと思います。

実はダイジェスト版お手元に届いていると思いますが、これは任意協議会の方で、先ほど新町の将来構想につきましてのこれをまとめたものがダイジェスト版ということで、これは各町の世帯に全戸配布ということになるわけでございます。それから、それは各町の連絡員等を通じてなるわけでございますけれども、そのように4月中には各町の町民世帯の方に配布をしていきたいということでございます。

中身につきましては、先ほど新町の将来構想にありましたことを全部まとめたものでございます。見やすく、わかりやすくということでもまとめたものでございます。そういうことでご理解のほどいただきたいと思っております。

それで、最後の方のページの13番目の「合併までのスケジュール予定」と、こうなっています。ここでちょっと下の方にありますけれども、これは先ほど今後のスケジュールを言いましたけれども、先ほどは9月の新町スタートということになってはおりますけれども、先ほどは努力目標と。ここに載っているのは、要するに平成17年度において、国会の方でまだ決まっておりますけれども、合併特例法の改正ということになってはおりますが、新法の中でそういうようなことで1年間、18年3月31日まで、17年の3月31日までに知事に申請した場合延びますよということで、とりあえずこれは法令どおりこういうふうには18年までこれ入っておりますから、そういうことで誤解のないようにひとつお願いしたいということでございます。あくまでこれは、ルールどおりの中でスケジュールということでございます。先ほど言ったのが、協議会の方でこれまで示された、検討されたスケジュール(案)ということでございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

先ほど新法と言いましたけれども、旧法の一部改正で経過措置でございまして、17年の3月31日

までに町議会の議決を経て道知事に合併の申請を行った場合、18年3月31日までに合併したものについては、現行の合併特例債の方の規定を適用するという事で、合併のいろんな財政支援措置が受けられるということになっております。

以上でございます。

## 10. 閉 会 (内田会長)

それでは、本日は大変皆さん方にはご多忙のところ、長時間にわたりまして第1回の法定協議会にご参加をいただきまして、いろいろ皆さん方にご議論いただきまして大変参考になったわけでございます。いずれにいたしましても、これからの協議というものはそう簡単になかなかうまくいくというふうには思いませんけれども、そうした中で皆さん方のご議論をいただくのは、どんなご議論でも出していただいて、ただし最終的にはやはり接点を見出して、それが本当の意味でのこれからの町民の期待する町村合併につながりますように、皆さん方のご協力をお願いを申し上げたいと思います。

今日は初めてのことでございまして、私も会長ということで大任を受けたわけでございますけれども、いささか緊張ぎみでございまして、これから皆様方のご協力をいただいて徐々になれてくるのではなからうかというふうに思っております。これから先ほど言ったように、毎月第2・第4の金曜日を目標として、これから協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

何といたしてもこの合併は、やはり町民の皆さん方が本当に喜んで、こうした合併に安心してまちの将来を託せるような、そういう合併でなければならないと思っておりますので、どうかひとつそういう点ではそれぞれ7名の代表の皆さん方は各町の町民の代表でございますので、どうかひとつ代表としていろいろご議論いただいて、先ほど言ったように、最終的にひとついい接点を見だし、そしてそれがいい合併の方向につながるようにご協力をお願い申し上げます、簡単でございますけれども、終わりのごあいさつにかえさせていただきます。

どうも今日はありがとうございました。

(午後4時30分)